

別添2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数

産業廃棄物の種類		換算係数(t/立米)
1	燃え殻	1.14
2	汚泥(泥状のもの)	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック類	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず(天然繊維くず)	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物固形不要物	1.00
12	ゴムくず(天然ゴムくず)	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
15	鋳さい	1.93
16	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	1.48
17	動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)	1.00
18	動物の死体(畜産農業から排出されたもの)	1.00
19	ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)	1.26
20	処分するために処理したもの(13号廃棄物)	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	安定型混合廃棄物	0.26
23	管理型混合廃棄物	0.26
24	シュレッダーダスト	0.26
25	石綿含有産業廃棄物	—
	建設混合廃棄物	0.26
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
	廃プラスチック類	0.35
	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	1.48
	紙くず	0.30
	木くず	0.55
	繊維くず(天然繊維くず)	0.12
26	廃自動車	1.00
27	廃電気機械器具(蛍光灯、廃プリント板、パーソナルコンピュータなど)	1.00
28	廃電池類	1.00
29	複合材(上記以外の一体不可分となっている混合廃棄物)	1.00

特別管理産業廃棄物の種類		換算係数(t/立米)
30	燃えやすい廃油	0.90
31	ph2.0以下の廃酸	1.25
32	ph12.5以上の廃アルカリ	1.13
33	感染性廃棄物	0.30
34	特定有害産業廃棄物	1.00
	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	1.00
	廃水銀（処分するために処理したものを含む）	13.57
	廃石綿等（飛散性）	0.30
	指定下水汚泥	1.10
	鉍さい（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.93
	燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.14
	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	0.90
	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.10
	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.25
	廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.13
	ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.26
処分するために処理したもの（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.00	

注1)種類及び係数については、環境省通知(平成18年12月27日付け環廃産発第061227006号)及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(産業廃棄物の種類毎の集計単位と重量換算係数 ver. 1.5)を参考としました。

注2)上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/立米)になります。

注3)この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置づけであることに留意して下さい。

注4)参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算して下さい。

注5)「2トン車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それぞれに上記換算係数をかける ことによりトン数を計算する方法があります。